

# 令和5年塩尻市議会3月定例会

## 社会文教常任委員会会議録

○日 時 令和5年3月7日(火) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第4号 塩尻市立博物館条例の一部を改正する条例

議案第5号 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第6号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第7号 塩尻市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

議案第8号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第9号 塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第10号 塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第12号 人権擁護委員の候補者の推薦について

### ○出席委員

委員長	小澤 彰一 君	副委員長	樋口 千代子 君
委員	石井 勉 君	委員	西條 富雄 君
委員	上條 元康 君	委員	山口 恵子 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	山崎 油美子 君
委員	永田 公由 君	議長	牧野 直樹 君

### ○欠席委員

なし

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

---

### ○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局主事	清沢 光晴 君		

---

午前9時59分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから3月定例会社会文教常任委員会を開会します。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 本日は大変お忙しい中、社会文教常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御提案を申し上げております議案につきまして、御審査をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。次に、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。日程について、副委員長から説明いたします。

○副委員長 おはようございます。本日は、これから各議案の審査を行います。また、委員会終了後、当委員会に係る協議会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

---

#### 議案第4号 塩尻市立博物館条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第4号塩尻市立博物館条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○文化財課長 私からは、議案第4号塩尻市立博物館条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案関係資料は18ページとなります。

議案第4号塩尻市立博物館条例の一部を改正する条例、提案理由ですが、博物館法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、引用条項の条ずれが生じたことから、必要な改正をするものとなります。

概要ですが、引用している法律の条項を改めるものです。

条例の新旧対照表ですが、19ページをお願いいたします。博物館協議会第6条中の博物館法第20条第1項を博物館法第23条第1項に変更するものとなります。

条例の施行は、令和5年4月1日から施行するものとなります。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第4号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市立博物館条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第5号 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第5号塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 私から、議案第5号塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案関係資料20ページをお願いいたします。

まず、提案理由ですが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものとなります。

改正の概要につきましては、出産・育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に改めるものとなります。

改正の内容を新旧対照表により説明いたしますので、21ページをお願いいたします。第7条第1項で、被保険者が出産したときに世帯主に支給するとしている出産・育児一時金の額40万8,000円を、48万8,000円に改めるものとなります。現在、出産・育児一時金は、条例で規定いたしました40万8,000円の本体部分に、重度脳性麻痺になった出生児とその家族の経済的負担軽減を目的にした制度であります、産科医療補償制度の保険料相当額の1万2,000円を加算し、総額42万円を支給しているところであります。今回の改正によりまして、本体部分を8万円増額し、支給総額を50万円とするものとなります。

20ページ、条例の施行等になりますが、本条例は令和5年4月1日から施行するものとなります。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○山口恵子委員 先ほど説明ありました産科医療補償制度ですが、これが始まった当初は、多分3万円くらいだった気がしますが、1万2,000円に減額された理由が分かりましたらお聞きします。

○市民課長 こちらは財団が一手に保険料を収入しまして、そこから補償をしているのですけれども、収入に対する補償額との財政的な点から、保険料を段階的に下げてきたという経過があります。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○永田公由委員 参考までに教えてもらいたいけれど、今、出産した場合、病院によって違いがあると思うのだけれど、大体平均してどのくらいの費用がかかっていますか。

○市民課長 これにつきましては、今回の改正の全国的な理由にもなるのですが、平均的に約50万円程度だということから平均値を取って、今回の改正になります。以上です。

○山口恵子委員 この制度、金額がだんだん上げられてきているのですが、この現状に合わせて、病院側も料金を上げているということがありまして、その病院の料金設定の内容を調査すると厚労省から報道があったと思うのですが、その辺の状況について、分かる範囲でお聞きします。

○市民課長 私どもとしましても、報道でされている、医療機関が公表したらどうかということまでしか、情報としては入ってきていません。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○西條富雄委員 例外的な例で、これは世帯主に対し48万8,000円支給ということでありますけれども、DVで別居しているだとか、そういうことの想定はしているのでしょうか。その場合、誰に支給されるのか教えてください。

○市民課長 仮に、その方が被保険者で、出産された方がDVの被害者という想定ということですか。私ども、そういう届出があった場合については、例外的にその方へ、それぞれの納税の通知も含めて、こういった支給対象もさせていただくということにしておりますので、その方本人へ連絡を行い、支払うということになるかどうかと思います。

○西條富雄委員 せっかく身を隠しているのが、そこでばれてしまいますので、その辺の配慮をいただけないかと、ありがとうございます。

○山口恵子委員 今の関連です。通常、世帯主に支給されているということでしたが、児童手当を確認しましたら、児童手当に関しては世帯主ではなくて、夫婦で収入の多いほうに支給しているということです。これに関しては、世帯主に限定されているのか、収入に関係しているのか、状況をお聞きします。

○市民課長 国民健康保険の全ての届出の主体が世帯主ということになっているものですから、規定上は世帯主へ支給するといった仕組みです。

○委員長 よろしいですか。ぜひ横断的に連絡を取り合って、事故のないように、ぜひよろしくをお願いします。ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 異常分娩というようなこともあると思うのですが、そういった場合はどんな形になるのですか。この保険以外にかかると思うのですが。

○市民課長 医療費については、通常の医療給付になりますので、原則3割負担、7割給付という形になります。3割負担のうちで、一定限度額以上かかった場合については高額療養費の対象ということで、ほかの医療給付と同じ扱いになります。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第5号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第6号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第6号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明

を求めます。

○市民課長 続きまして、議案第6号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案関係資料の22ページを御覧ください。

提案理由ですが、国民健康保険税の税率等の見直しをすることに伴い、必要な改正をするものとなります。

続いて、改正の概要につきましては、国民健康保険税の税率等を次のように改めるものといたしまして、(1)から(3)まで、医療保険分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分とありますが、医療保険分の所得割及び平等割は現行税率から標準保険税率へ引き下げ、それ以外は引き上げるとした税率改定となっております。

ここで改めて、税率改定の趣旨を申し上げさせていただきます。国保税は令和4年4月に、平成30年度の国保制度改正以降、4年ぶりとなる税率改定を行ったところです。その際の改定に当たりましては、長野県が示す標準保険税率との乖離が拡大していること、また、令和3年3月には、長野県が県内市町村の保険料水準等の統一に向けたロードマップを作成したこと等を踏まえ、令和6年度までの3か年をかけて、段階的に標準保険税率に近づけることを基本的な考え方とした改定の経過があります。

標準保険税率との乖離の是正につきましては、県へ納付する事業費納付金を賄う税収を確保するのに見合った税率というものが標準保険税率であるという点からも、本市の国保財政の収支バランスにおいても必要な改正であると考えます。

今回、令和5年度におきましても、基本的にこの考え方を継続しながら、令和4年度改定時に、令和6年度に標準保険税率に準拠するとして目標年度を令和7年度に繰り延べて、被保険者の負担増の緩和に配慮した改定案としております。

具体的な税率設定につきましては、先ほども申し上げましたが、令和5年度の標準保険税率より現行税率が高い状況であります医療保険分の所得割と平等割につきましては、標準保険税率まで引き下げ、その他の項目につきましては、令和7年度までの3年間で標準保険税率に準拠することを前提に、今回、乖離幅の3分の1相当率を引き上げた税率としております。

塩尻市国民健康保険運営協議会への諮問による答申の内容につきましては、2月7日の議員全員協議会で説明させていただいておりますが、本条例改正案は答申どおりの税率改定案としております。

改正の内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきますので、23ページをお願いいたします。まず、第3条、第5条、第6条につきましては、医療保険分を意味します基礎課税額の税率の所得割、均等割、平等割をそれぞれ改正するものとなります。同様に、後期高齢者支援金等分につきましては、第7条、第9条、第10条で同じく改正をしまして、介護納付金分につきましては、第11条、第13条、第14条でそれぞれ改正するものとなります。

25ページから30ページにわたりますが、第26条につきましては、低所得世帯への均等割、平等割及び未就学児の均等割額の減額の規定であります。均等割と平等割の税率改正に合わせて、それぞれ減額する額を改正するものとなります。

22ページへお戻りいただきまして、条例の施行等につきましては、令和5年4月1日から施行となります。改定後の税率は、令和5年度分の国民健康保険税率から適用となります。

なお、今回の条例改正に含まれてはおりませんが、後日、課税限度額の引上げ等、低所得世帯の軽減措置に当

たつての所得基準額の変更ににつきまして、4月1日から実施するための条例改正の専決処分をさせていただく予定があります。これは、例年ですけれども、国会において審議されております地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う地方税法施行令の改正が予定されているものとなりまして、例年、法案成立が3月末となることによるものとなります。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

私からよろしいですか。運営協議会へ諮問をしたところ、当初は二点何パーセントという、標準税率に合わせるためにはそのくらい上げなければいけないのだけれども、運営協議会から1.33%という答申があったと聞いております。これについて何か理由をおっしゃったと思うのですが、どういう説明があったのか教えてください。

○市民課長 理由というのは、私どもからということですか。

○委員長 いえ、運営協議会から諮問した内容よりも低い税率が答申されたと思うのです。

○市民課長 諮問につきましては、2案示させていただきまして、令和4年度の改定時に、令和6年度に標準保険税率に準拠するというので、令和4年、5年、6年の3年間で改正した場合と、今回、令和7年度まで繰り延べるということで、令和5年度から、令和5年、6年、7年の3回で標準保険税率に準拠とした場合の、同じ令和5年度時点の改定率ということで諮問をさせていただきました。その結果、運営協議会からは、一旦、被保険者の令和5年度の負担軽減が図られるということで、今回は、私どもで示した2案なのですが、改定率1.33%の案を答申いただいたという経過です。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 そうすると、今の説明だと、毎年少しずつ上がっていくという理解でいいですか。

○市民課長 標準保険税率につきましては、毎年、長野県が全市町村に示してくるものですから、来年の標準保険税率は見通せないのですが、現状では、例年改定をするといったことを想定しております。以上です。

○古畑秀夫委員 それと、介護保険は発足当時から3倍くらいになっているということで、かなり負担が大きいということで、いろいろ不満も出ているわけですが、この国民健康保険の収納率はどの程度になっているか分かりますか。

○市民課長 令和3年度の現年度分でいきますと、95.79%といったところです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。私も討論に参加いたしますので、委員長の交代をいたします。

○副委員長 それでは、この議案の採決までの進行は委員長に代わり、副委員長の樋口が進めてまいります。

議案に対する討論を行います。まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

○委員長 税率改定に反対の立場から意見を述べます。標準税率に近づける前は2%を超えるものであった。2案のうちの1つが運営協議会から答申され、それに合わせる提案となっていますけれども、税率改定に関して、出生率が下がっている現在、子育て支援、そして若年層の就学、就労の保障など、まっとうな生活が送れるように社会制度を整えていかなければなりません。柴田議員が一般質問において申し上げたとおり、国保は今や、年

金生活者と非正規労働者となっています。世帯の人数が増える、つまり、子どもが生まれたら国保税が高くなる、家計の負担が増えるというのは、明らかに行政が取るべき政策に逆行するものであると考えています。むしろ、公費投入、国庫負担を増やし、協会けんぽ並みに国保を引き下げるべきです。今回、改定率は低いとはいえ、応能割、つまり所得割を減らして、応益割、つまり均等割を増やすことには反対せざるを得ません。今後の標準税率の提示に対しても、市の側からきちんとした姿勢を示すべきだと考え、反対をいたします。以上です。

○副委員長 次に、賛成の方の発言を許します。

○永田公由委員 今回の委員長の言われた反対の理由も分かります。やはり幾らかでも低いほうがいいというのは、誰もが考えていることだと思うのですが、この国民健康保険という制度を維持していくためには、どうしても受益者の負担というのは避けて通れないと思います。今、県が主体になって、この保険制度が成り立っているものですから、県の標準に合わせていくのが塩尻市としての務めだと思います。確かに負担増というのは痛みを伴いますけれども、制度維持のためにはやらざるを得ないのではないかとということで、この改正に賛成の立場で討論をさせていただきます。

○副委員長 ほかに発言のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

議案第6号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては反対意見がありますので、採決に当たりましては、挙手にて行います。

議案第6号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり認めることに賛成の委員は手を挙げていただく。反対の委員は手を挙げていただかないということで行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[挙手]

○副委員長 ありがとうございます。挙手多数です。よって、議案第6号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、可決すべきものと決しました。

---

### 議案第7号 塩尻市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第7号塩尻市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、議案関係資料31ページを御覧ください。議案第7号塩尻市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1の提案理由ですが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法が一部改正されることに伴い、必要な改正をするものです。

2の概要ですが、子ども・子育て支援法の条項が繰り上がったため、引用する条項を改めるものであります。

3の条例の新旧対照表につきましては、32ページを御覧ください。下線部のとおり、第77条第1項を第72条第1項に改める改正であります。

31ページにお戻りいただきまして、4の条例施行等ですが、令和5年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議論に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第7号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号塩尻市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第8号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第8号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 33ページ、議案第8号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1の提案理由ですが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法が一部改正されることなどに伴い、必要な改正をするものです。

2の概要ですが、先ほどの条例と同じく、子ども・子育て支援法の条項が繰り上がったため、引用する条項を改めるところ、懲戒に関する規定を削除するものなどです。

新旧対照表につきましては、34ページ、表、右側の現行、上から4行目、第19条第1項第3号を左側改正案のとおり第19条第3号に改める改正ですが、子ども・子育て支援法の項が繰り上がったことに伴う改正です。同じく、同法の条項ずれに伴う改正が48ページまで多数ありますので、以後の説明は省略いたします。

続きまして、38ページ、一番上の第15条第1項第4号の下線部、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改める改正は、保育所に関する所管が4月以降、内閣府に移管することに伴うものです。

その下、第26条を削除する改正ですが、民法の改正により懲戒権が削除されたことから、当該規定を削除するものです。なお、懲戒権とは、民法の旧822条に、この監護及び教育に必要な範囲でその子を懲戒することができると規定されてありましたが、しつけ等を理由に児童虐待が問題となったことに伴い、これを削り、子の人格の尊重に関する規定を改めるなどの改正がなされております。以下、48ページまでの改正は、同様の条項ずれです。

31ページ、4の条例の施行等ですが、令和5年4月1日から施行いたします。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○永田公由委員 第26条の懲戒に係る権限の濫用禁止と書いてあるのだけれど、今の説明では、民法で位置づ



けられたから、これは削ってもいいという解釈なのですか。

○こども課長 そのとおりです。

○委員長 ほかにありますか。

この条例からは関係ないですけれども、学校教育法の中にも、校長及び教員の懲戒権というものが規定されていますが、そちらはどうなっているのでしょうか。

○こども課長 現在、学校教育法では懲戒権に関する部分は削除されていません。

○委員長 分かりました。

ほかにありますか。それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第8号につきましては原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第9号 塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第9号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 49ページ、議案第9号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

1の提案理由ですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正したことなどに伴い、必要な改正を行うものです。

2の概要ですが、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の乳幼児の所在の確認を義務づけるもの、他の社会福祉施設等との設備及び職員の兼用及び兼務に係る要件を緩和するものなどです。

3の条例の新旧対照表は50ページ、改正案の下の方、新たに加える第8条の2は、安全計画の策定等についての規定でありまして、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全確保を図るため、設備の安全点検など安全に関する事項について計画を策定、必要な措置を講じなければならないと定めるものです。第2項では、職員への安全計画の周知と研修、訓練の定期実施について。第3項では、保護者への計画に基づいた取組の周知について。第4項では、定期的な計画の見直し変更について規定します。

その下、第8条の3は、自動車の運行時の子どもの所在確認を義務づけるものです。第1項では、園外活動時の乗降者の点呼による所在確認について。第2項では、送迎バス等を運行する場合は、見落とし防止装置を備えることを規定しています。

第11条ですが、他の社会福祉施設を併せて設置する場合の設備の兼用と職員の兼務について、保育室設備や保

育従事者について認めていなかったものを、改正案のとおり、「その行う保育に支障がない場合に限り」と兼用できるようにする改正です。

第14条につきましては、先ほどの条例と同じく、民法の懲戒権の削除に伴うものです。

第15条は、衛生管理について現行の必要な措置を講ずるとあるところを、改正案のとおり措置の内容をより具体的に明記し、研修や講習を定期的に行うこととするものです。

第26条につきましても、内閣府の所管替えに伴う改正です。

49ページ、4の条例の施行等ですが、令和5年4月1日から施行するものです。ただし、懲戒に係る規定については交布の日から施行いたします。説明は以上です。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**西條富雄委員** バスの中に園児を置き去りにしたというニュースを見たときに、ぱっとひらめいたのは、市の公用車を使用したときも、市の公用車の車両運行表のようなものをつけているのは見ているのですが、市の公用車はいいとしまして、多分、園の場合も園児バスを運行したときには運行表をつけていると思うのですが、そこになぜ、チェックリストのような、いわゆるPDC Aのようなものをつけて、チェックする項目をつけなかったのかということに疑問に思っている。今回の改正案の中を見ていると、そういったところが、言うならば防止装置を設置しますとか、あるいは点検表、安全点検、職員乳幼児に対する事業等書いてありますけれども、そういうものの理解を進めるためには、もっと具体的にそういったチェック表を使って園児が降りていないかチェックする。園児が乗ったのか、送ったのかというチェック表はなかったのかと疑問に思ったものですから、お伺いします。

○**こども課長** お答えいたします。公立の関係の保育園にはバス等は一切ないものですから、運行しておりませんが、幼稚園等ではバスを運行しております。今までそういったバスの運行についてのガイドライン等はなかったものですから、各園の安全の管理の中で行われてきました。今回、安全計画の策定も含めて書かれておりますので、そういったところについては、今後しっかりと安全確保に資するものが用意されるということです。以上です。

○**西條富雄委員** その事故が発生した園長先生とか、園の先生たちのことを聞いていると、忙しかったからということを経由にしているものがあつたものですから。忙しければ忙しいで、そういったチェックリストをちゃんとできていれば、履行しなければならぬ義務になりますので、ぜひ、今の話にもありましたとおり、前に進めてもらうように要望いたします。いいです。

○**委員長** 要望でいいですか。

○**永田公由委員** こういった安全計画が、きちんと策定できているのかどうかというのを調べるというか、監督するのは市のこども課になるのですか。

○**こども課長** 認可権限のある市になります。

○**永田公由委員** それと、もう1つ、いわゆる送迎のバスを運行する場合に、運転者1人で行っている場合が多いと思うのだけれども、これをもう1人乗せて2人に義務づけるとか、そういったことはこの中ではうたっていないのですか。

○**こども課長** 昨年の夏の、あの痛ましい事故の後に、すぐに国から、そこについての周知徹底がありまして、

2人以上でということは書かれてありました。塩尻市内の幼稚園に関しましても、お伺いする限りにおいては、1人での運行はしていないということでありましたので、申し添えます。

○永田公由委員 スクールバスはどのようなのですか。今、宗賀のスクールバスで、3台毎日運行しているのだけれど、降りたかどうかの確認というのは、運転手は多分1人だと思うのだけれども、どうなっていますか。

○教育総務課長 スクールバスにつきましては、何社か市から委託契約をして請け負ってもらっていますけれども、以前から、特に降車、降りるときに児童生徒の皆さんが降りたかどうかの確認はしてもらっております。

○委員長 よろしいですか。

○山口恵子委員 条例の中に、自動車にブザーとか、その他の利用する乳幼児の見落としを防止する装置を備えることが示されていますが、この費用に関して助成とか補助とかあるのか、また、園独自で対応しなければいけないのか、状況が分かりましたらお聞きします。

○こども課長 すみません。調べてお答えいたします。

○委員長 いいですか。

○上條元康委員 衛生管理等の第15条の中に、感染症のまん延の防止のための訓練を定期的実施するとありますが、訓練というのは、どのような訓練になりますでしょうか。

○こども課長 例えば、いろいろな子どもを預かっている中で、その子どもに健康上の被害を与えてしまったときに救急車をお呼びするとか、そういった流れなども考えられると思います。

○委員長 よろしいですか。

○上條元康委員 分かりました。訓練を、また計画的にしっかり実施していただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 この間、保育園に行ったら、子どもを受け取ったり、もらってくるときに、パソコンで何かチェックをして確認をしていたのですが、あれはどのようなことをやっているのか。親が保育園に送っていったと思ったら、車の後ろにそのまま乗せていて亡くなったということもあって、いわゆる、保育園なり幼稚園のバスだけではないということをやっているのかと思ったのですが、お聞きしたい。

○こども課長 委員がおっしゃるとおりでして、夏のあの事故は、まず点呼をしなかったということが1つの原因です。もう1つは、登校、登園をしていたかどうかの確認をしていなかったというのも原因でありまして、そこさえできていれば、いないことに気づいて御家庭に連絡した。家庭も、出したとなればバスを見に行くということで防げたのですけれども、それを怠っていたということです。

塩尻市においては、民間のアプリを活用いたしまして、登降園管理を保護者で入力していただいたりしておりますので、そういった事故が防げるようになっております。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○石井勉委員 事故対策を進めていただいているということは大変ありがたいことですが、本来は安全確認というものは、できていて当然だったと感じます。それが行き届いていなかったということは、現場の職務分担に問題点はあったのだろうと予想されます。こうやって対策を講じていただくことはいいのですけれども、働き方改革と言われている中で、現場への負担が実際どうなっているのか、今後の対応と併せてお聞かせください。

○こども課長 先ほど、西條委員からも、事故を起こしてしまった園の園長が忙しくてという話がありましたけ

れども、保育現場は静岡の保育園だけではなく、全国的にやはり潜在保育士が95万人といわれている中で、保育現場に就いていただける方の確保が大変厳しい状況にあります。これには処遇面の改善と一緒に、働き方改革ということもしていかなければいけないと思います。いくら給料が高くても本当に過酷な労働であれば人は離れていってしまいますので、そこについても、当市においては今年度、働き方改革の検討チームを中堅保育士で構成しまして骨子案もまとめております。それを来年度以降、見直しという形で実施していくのですけれども、これにはやはり予算も伴うところもありますので、そこについては、しっかりと計画的に行ってまいりたいと考えております。以上です。

○石井勉委員 ありがとうございます。資格、経験等のある方がいらっしゃるという、そういう話も聞いてはおりますが、就業をためらってしまうというのも問題だと思いますので、待遇改善を含め働きやすさ、特に子どもたちに関することですので力を入れていただきたい、そのように願っております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○山崎油美子委員 さっきの塩尻市独自の登降園のアプリについて質問したいのですけれども、すごく最新式と思って、ずっと見ていました。やはりiPadを使うというのが、結構、登降園は、おじいちゃん、おばあちゃんが結構多いというように見受けられていまして、その辺は、操作などは保育士さんが、分からないということになれば手伝っていただいたり、その辺、徹底して100%できているということでよろしいですか。

○こども課長 そうです。最初はiPadでやるのは大変かもしれないのですが、一度覚えてしまうと2日目からは、ほとんど説明もいらずにできるかと思っておりますので、うまくやっただいております。

○委員長 ほかにありますか。

○山崎油美子委員 新年度になってくるので、またそんな方も増えるかと思っておりますので、その辺、大変でしょうが徹底してほしいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長 よろしいですか。

私から一つ。見落とし防止装置というのは、一体どういうものなのでしょうか。

○こども課長 ガイドラインとしては、国交省で、こういった技術的要素を備えたものというふうに定められております。それに基づいて国で、この製品は該当しますというような形でなっております。基本的には、座席の奥にボタンがありまして、運転士さんが確認をしていく中で、いなければボタンを押して、そこで初めてエンジンを切ることができるか、そういった状況になる。そういった設備になっています。

○委員長 人のミスを機械でという。国鉄などで、よく列車の安全確認という指差し確認ということをやっていましたけれども、やはり先ほども話がありました、それぞれの乗務員なり、あるいは保育士の安全確認の意識の問題かというような気がします。ぜひ、そこのところをやっていただく。先ほど話がありました配置基準の問題なのですけれども、配置基準に示される3人に1人とか、25人に1人とかというのは、有資格の人のことを言っているのでしょうか。

○こども課長 そのとおりです。

○委員長 いいですか。そうしますと、例えば、バスの乗務員など、朝だけ、例えば1時間の送迎の時間だけ無資格の人を雇っても、そういう安全確認はできるのではないかと。毎日見ていけば、子どもの名前と顔とが一致してきますので、子どもの体調だとか、そういうことも含めて、人的な措置が必要になるのかと思うのですけれど

も、その辺の配慮は検討されていませんか。

○**こども課長** この条例につきましては、市内の小規模保育事業所を対象としたものでありまして、バスは持っていないのですけれども、もし仮に持つということになれば、しっかりその辺は指導してまいりたいと思います。

○**委員長** ほかにありませんか。それでは質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第9号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第9号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第10号 塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○**委員長** 続きまして、議案第10号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**教育総務課長** 議案関係資料53ページ、議案第10号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

1の提案理由ですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和5年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正を行うものです。

2の概要ですが、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の児童の所在の確認を義務付けるもの、業務継続計画の策定等を努力義務とするものです。

3の条例の新旧対照表につきましては、54ページ、改正案として新たに加える第7条の2につきましては、安全計画の策定等についての規定で、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全を図るため設備の安全点検など安全に関する事項について計画を策定、必要な措置を講じなければならないと定め、2項では、職員への安全計画の周知と研修、訓練の定期実施について、3項では、保護者への計画に基づいた取組の周知について、4項では、定期的な計画の見直し、変更について規定するものです。

その下、第7条の3につきましては、自動車運行時の利用者の所在確認を定めるもので、事業所外での活動等の乗車、降車の際に、点呼による所在を確認する規定です。

続きまして、55ページ、13条の2につきましては、業務継続計画の策定等についての規定で、事業者は、感染症や非常災害発生時において、利用者への継続的支援や早期の業務再開を図るための計画を策定、必要な措置を講じるよう努めねばならないと定め、2項では、職員への安全計画の周知と研修、訓練の定期的実施について、3項では、定期的な計画の見直し、変更について規定するものです。

その下の第14条につきましては、衛生管理等について、現行の必要な措置を講ずるとあるものを、改正案のと

おり、措置の内容をより具体的に明記し、研修や講習を定期的に行うこととするものです。

なお、この条例の施行は令和5年4月1日です。説明は以上です。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**山口恵子委員** この条例が努力義務というようになっていますが、市としてどのように対応するのかお聞きします。

○**教育総務課長** 業務の継続計画の策定につきましては、努力義務となっていますけれども、令和5年度から着手したいと考えております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**永田公由委員** 今、塩尻市内で、放課後児童健全育成事業者で送迎バスを出しているところはありますか。

○**教育総務課長** 児童クラブ利用の児童については、皆さん徒歩で児童館に通っておりますので、バス等の利用はありませんけれども、例えば、児童館、児童クラブ等の行事等でバスを使うことがあります。そういった場合は、やはり所在の確認をしっかり行っていきたいと考えております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

私からいいですか。檜川については児童館ではありません。あれは、どういう扱いになるのでしょうか。

○**教育総務課長** 檜川地区は、児童クラブではなくて児童教室ということで、支所をお借りして児童クラブを運営しているのですが、やはり今回この条例改正に当たりまして、ほかの児童クラブと同等に考えていく予定です。

○**委員長** ほかにありますか。それでは質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第10号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第10号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第12号 塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

○**委員長** 続きまして、議案第12号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。説明を求めます。

○**社会教育スポーツ課長** 議案第12号人権擁護委員の候補者の推薦についてをお願いいたします。

議案関係資料76ページ、1、提案の理由ですが、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるものです。

2、概要ですが、委員10人のうち、吉田地区担当の齋藤幸男氏が令和5年6月30日に任期満了となることに

伴いまして、赤羽稔氏を適任者と認め、推薦しようとするものです。

3、略歴書ですが、77 ページに略歴書を添付いたしましたので御確認いただければと思います。説明につきましては以上となります。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○永田公由委員 この人権擁護委員は、大体2期で塩尻の場合は交代しているように思うのだけれども、何か慣例的なものとかいわゆる内規のようなものがあるって、そういう進め方をしているのですか。

○社会教育スポーツ課長 市で特段の定めは設けておりません。市といたしましては、1期、2期と継続されることによってベテランの人権擁護委員になれるものですから、できるかぎり継続をお願いしたいところですが、諸般の事情によりまして2期でお辞めになる方、3期、4期と続けていただける方、それぞれあります。

○永田公由委員 今の人権擁護委員の10人の大体の期数が分かれば教えてください。

○社会教育スポーツ課長 すみません。手持ちにありませんので、後ほど御回答いたします。

○永田公由委員 できれば、名前と地区が分かったのも入れて、期数を書いてください。

○社会教育スポーツ課長 作成しまして後ほど配付をいたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長 よろしく願いします。ほかにありますか。いいですか。それでは質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第12号につきましては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号人権擁護委員の候補者の推薦については、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

○こども課長 申し訳ありません。先ほど、山口委員から国の補助があるかという御質問についてですが、国からは定額での補助があるということではいただいているのですが、市場価格を踏まえて定額を支援していくと示されているだけで、まだ金額については示されておられませんので、よろしく願いいたします。

○委員長 よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、当委員会に付託されました案件について審査を終了といたします。

それでは、最後に理事者側から挨拶があればお願いいたします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 本日は、御提案申上げました議案につきまして御審査を賜り、全ての議案に対しまして原案どおりお認めをいただきまして、誠にありがとうございました。以上です。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、3月定例会社会文教常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

令和 5 年 3 月 7 日 (火)

委員会条例第 29 条の規定に基づき、次のとおり署名する。

社会文教常任委員会委員長 小澤 彰一 印